

平成28年 6月22日設定

令和 3年 6月 1日改正

令和 3年 8月 1日改正

東京都主任介護支援専門員研修事業における東村山市受講者推薦要領

第1 目的

この要領は、東京都主任介護支援専門員研修事業実施要綱に基づき、その事業目的及び対象要件に沿って、研修の対象者を東京都へ推薦するための推薦基準を定めることを目的とする。

第2 推薦基準

研修の修了後において、主任介護支援専門員として当該事業所だけでなく、介護保険サービスと地域の保健・医療・福祉サービスの連携促進及び地域の介護支援専門員の研修、質の高いサービスの提供に努めることができ、地域のケアマネジメントの質の向上に貢献していくことが見込まれる高い能力・意欲のあるもので、当市の高齢者施策を理解しその発展に協力を惜しまないものを東京都へ推薦する。

1 所属事業所の必須要件

- (1) 東村山市又は、東京都による実地指導の結果が特に問題なく指導等が終結していること。
 - (2) 東京都及び東村山市の実施する集団指導に参加していること。
 - (3) 地域包括支援センターより、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント計画の委託を受け、積極的に計画作成に協力していること。
- ※ (3) については所属事業所が居宅介護支援事業所の場合に限る。

2 被推薦者の必須要件

- (1) 東京都主任介護支援専門員研修事業実施要綱の要件を満たすもの。
- (2) 東村山市内居宅介護支援事業所等での計画作成実務経験が2年以上あること。
- (3) 研修修了後において、最低1年間は、引き続き東村山市内での勤務の予定をし、地域のケアマネジメント向上に貢献する意志のあるもの。
- (4) あらかじめ困難ケースのケアプランを提出し、その上で東村山市担当者との面接を行い、推薦するに相応すると認められたもの。
- (5) 3 被推薦者の推奨要件のうち2つ以上該当すること。

3 被推薦者の推奨要件

- (1) 東村山市又は地域包括支援センターと連携し、過去1年において、支援困難事例等のケアマネジメントを担当したことがあるもの。
- (2) 東村山市主催のケアプラン点検や東村山市・地域包括支援センター・東村山市居宅介護支援事業者連絡会等の主催する研修及び連絡会へ積極的に参加しているもの。
- (3) ケアプラン点検の際の事例提供等に協力しているもの。
- (4) 都または、都内の市区町村等が設置する介護保険関係の窓口において、相談業務を務めているまたは勤務の経験があるもの。
- (5) 上記その他において、地域のケアマネジメントの質の向上等に貢献していることを市が認めるもの。

第3 選考（審査）

審査は、書類の提出等により、推薦を受けようとする者のケアマネジメントに係る考え方、資質を十分に確認し、「受講生推薦依頼書及び同意書」の提出を頂いた上で、推薦する。

第4 研修の修了後の協力

推薦を受けようとするもの及び事業所は、市の推薦を受けて東京都主任介護支援専門員研修を修了し、名簿登録された場合は以下の協力を行うこと。

- (1) 東村山市及び地域包括支援センターが行う事業に派遣等依頼があった場合、協力すること。
また、東村山市が名簿（氏名、勤務先、勤務先住所、勤務先電話番号）を東村山市内の地域包括支援センターへ提供することに同意すること。
- (2) 東村山市及び地域包括支援センター等からの、支援困難事例の受入りに積極的に取り組むこと。
- (3) 東村山市及び地域包括支援センターが実施する研修・各種事業に積極的に参加し、貢献すること。
- (4) 地域貢献や他の事業所の介護支援専門員に対する、指導・助言等の役割を担うこと。
- (5) 勤務先の変更・退職時には、東村山市までその旨を連絡すること。

第5 情報の非開示

この要領による研修受講の推薦者及び研修受講希望者に係る推薦の有無に関する情報は、推薦に係る事務の執行の為に東京都福祉保健局に提出する場合、その他の条例の規定により開示する場合を除き、開示しない。

第6 適用

この要領は、令和3年8月1日から適用とする。